

令和3年(健)第249号

令和4年1月31日

## 主文

後記「事実」欄第3の3記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金を一部支給しないとした処分の取り消しを求めるということである。

### 第2 事案の概要

本件は、腰椎椎間板ヘルニア(以下「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)が、療養のための労務不能とは認められない期間があるとして、傷病手当金を一部支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、令和○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「既支給期間」という。)について、保険者協会から傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、令和○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、令和○年○月○日(受付)、保険者協会に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 3 保険者協会は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、本件請求期間のうち、

令和○年○月○日から同月○日までの期間(以下「不支給期間」という。)については、「療養のための労務不能とは認められないため。」「初診日より前の期間の申請であるため。」として、傷病手当金を支給せず、同月○日から傷病手当金を支給する旨の処分(このうちの不支給部分を、以下「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第4 当事者等の主張の要旨(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第9条第1項において「被保険者(…)が療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されている。
- 2 本件の場合、保険者協会が、前記「事実」欄第3の3記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間のうち、不支給期間について、療養のための労務不能であったと認められないかどうかである。

### 第2 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
  - (1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たっ

た医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

- (2) 上記1によれば、請求人は、当該傷病を令和〇年〇月中旬に発症して、a病院を同年〇月〇日に初診し、a病院及びb病院を通じて同年〇月〇日から同月〇日まで入院加療しており、同月のb病院の診療報酬明細書（医科入院）によれば、A医師により退院時に鎮痛剤が22日分処方され、自宅療養に伴い労務不能としていることが認められる。加えてB医師及びA医師は、いずれも腰痛及び左下肢痛により同月〇日まで労務不能としているほか、B医師は、同月〇日時点においても安静加療中で就労困難としていることが認められる。また、本件請求期間（同年〇月〇日から同月〇日まで）において、C医師が、腰部から左下肢にかけての疼痛により安静及びリハビリを要するとして労務不能と判断し、鎮痛剤を投与している。

これらによれば、請求人には、a病院からc病院までの治療期間において、同様の病態が継続しているとするのが相当であるから、不支給期間についても請求人は労務不能と認められる。

- (3) 以上のことから、原処分は失当であるから取り消すべきであり、主文のとおり裁決する。